

### 3. 信用関連取引

#### (1) 残存期間別残高

[ 上段 : 想定元本(兆円) ]

[ 下段 : 契約件数 (件) ]

	~1年	1年~5年	5年~	総計
銀行等	0.6	7.0	1.3	8.9
	(444)	(1,795)	(288)	(2,527)
大手行等	0.4	5.8	1.0	7.2
	(332)	(1,295)	(163)	(1,790)
地域銀行	0.0	0.1	–	0.1
	(11)	(53)	–	(64)
外国銀行支店その他銀行	0.2	1.1	0.4	1.6
	(101)	(447)	(125)	(673)
第一種金融商品取引業者	2.7	10.4	1.7	14.8
	(3,441)	(12,401)	(2,116)	(17,958)
保険会社	0.0	0.1	–	0.1
	(11)	(68)	–	(79)
清算機関	0.4	7.9	0.4	8.7
	(569)	(5,580)	(499)	(6,648)
上記計	3.8	25.4	3.3	32.5
	(4,465)	(19,844)	(2,903)	(27,212)

(注1) 銀行等、第一種金融商品取引業者及び保険会社の残高には、清算機関が債務引受を行った取引の残高は含まれない。

(注2) 銀行等、第一種金融商品取引業者及び保険会社から報告される非清算店頭デリバティブ取引については、同一の取引であっても双方から報告されるものは、重複して計上している。

(注3) 大手行等には、主要行等(みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、信金中央金庫及び農林中央金庫が含まれている。

(注4) 清算機関の残高は、清算機関が国内の銀行等、第一種金融商品取引業者及び保険会社から債務引受を行った取引の残高を記載している。

(注5) 清算機関から報告される取引については、債務引受の相手方が双方とも店頭デリバティブ取引報告の対象者である場合は双方分が報告されているため、重複して計上している。

(注6) 今後集計方法の変更や報告情報の精査を行った場合には変更し得る。

3. 信用関連取引  
 (2) 商品別残高

[ 上段 : 想定元本(兆円)  
 下段 : 契約件数(件) ]

	シングルネーム	インデックス 及び インデックストランシェ	その他	総計
銀行等	2.3	5.4	1.2	8.9
	(1,905)	(509)	(113)	(2,527)
大手行等	1.8	4.9	0.4	7.2
	(1,469)	(297)	(24)	(1,790)
地域銀行	0.0	0.0	0.0	0.1
	(27)	(34)	(3)	(64)
外国銀行支店その他銀行	0.5	0.5	0.7	1.6
	(409)	(178)	(86)	(673)
第一種金融商品取引業者	9.0	5.1	0.7	14.8
	(15,936)	(1,549)	(473)	(17,958)
保険会社	0.1	0.0	–	0.1
	(77)	(2)	–	(79)
清算機関	2.7	6.0	–	8.7
	(4,630)	(2,018)	–	(6,648)
上記計	14.1	16.5	1.8	32.5
	(22,548)	(4,078)	(586)	(27,212)

(注1) 銀行等、第一種金融商品取引業者及び保険会社の残高には、清算機関が債務引受を行った取引の残高は含まれない。

(注2) 銀行等、第一種金融商品取引業者及び保険会社から報告される非清算店頭デリバティブ取引については、同一の取引であっても双方から報告されるものは、重複して計上している。

(注3) 大手行等には、主要行等(みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、信金中央金庫及び農林中央金庫が含まれている。

(注4) 清算機関の残高は、清算機関が国内の銀行等、第一種金融商品取引業者及び保険会社から債務引受を行った取引の残高を記載している。

(注5) 清算機関から報告される取引については、債務引受の相手方が双方とも店頭デリバティブ取引報告の対象者である場合は双方分が報告されているため、重複して計上している。

(注6) 「シングルネーム」とは個別の発行体の信用状態を参照する信用デリバティブのことを指し、「インデックス 及び インデックストランシェ」とは代表的な発行体の信用状態を指標化した指数を参照する信用デリバティブのことを指す。

(注7) 今後集計方法の変更や報告情報の精査を行った場合には変更し得る。